

財産形成期日指定定期預金規定

1. (この規定の取引における契約の成立)

当金庫は、お客様から当金庫所定のこの預金の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。

1. の 2 (預入れの方法等)

- (1) 財産形成期日指定定期預金(以下「この預金」という。)は、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは、1回100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成期日指定定期預金契約の証(以下「契約の証」という)を発行し、預入れの残高を6カ月に1回以上通知します。

2. (預金の種類・期間等)

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3. (自動継続等)

- (1) この預金(第6条による一部解約後の残りの預金を含む)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申出てください。

4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、次項以下に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1カ月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日は、前項に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (4) 前(2)、または(3)項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5) 前(2)、または(3)項により定められた満期日以後に解約されないまま1カ月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日(継続するときは最長預入期限)の前日までの日数について、預入日現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

- ① 1年以上2年未満 当金庫の店頭に掲示する「2年未満利率」
 - ② 2年以上 当金庫の店頭に掲示する「2年以上利率」（以下「2年以上利率」という。）
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前(1)項の利息(継続を停止した場合の利息を含む)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) 継続された預金の利息についても前(2)項と同様の方法によります。ただし、利率は当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (3)の2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定第2条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日の普通預金利率を下限とします。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- ① 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率
 - ② 6カ月以上1年未満……………2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6カ月未満…………… 同 ×50%
 - ④ 1年6カ月以上2年未満…………… 同 ×60%
 - ⑤ 2年以上2年6カ月未満…………… 同 ×70%
 - ⑥ 2年6カ月以上…………… 同 ×90%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (預金の解約)

- (1) この預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに当店に提出してください。
- (2) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。
- ① 複数の預金がある場合は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日までの日数が多いものから解約します。
 - ② 前①項で、解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。
- (3) 前項の順序で最後に解約することとなった預金は、次により解約します。
- ① その預金が据置期間中の場合、またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額。
 - ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合、次の金額。
 - a その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円。
 - b その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合、その払戻請求額。
- (4) 前三項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の同意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いに

については、この限りではありません。

7. (退職時等の取扱)

- (1) 退職等の事由の生じた日(以下「退職等の日」という。)において、預入日(継続したときは最後の継続日)から2年を経過していない預金については、第2条の規定にかかわらず、退職等の日の1年後の応当日に最長預入期限が到来するものとします。
- (2) 退職等の日以後、最長預入期限(前項で定める最長預入期限を含む)における自動継続を停止します。

8. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上
(R2.4.1.改定)